

事務連絡
平成27年12月16日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の事業者に対する届出義務の周知について

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う場合については、原則として、都道府県、指定都市または中核市への届出が必要となっています。これに加え、今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第171号）が公布され、平成28年4月以降は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の場合についても、原則として、都道府県、指定都市または中核市への届出が必要となります。あわせて、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）を活用して事業を実施している場合については、利用しているマッチングサイトのURLの届出が必要となります。

つきましては、別添リーフレットを都道府県や市町村のホームページ及び広報誌への掲載、都道府県や市町村の窓口でのリーフレットの配布・掲示等により、認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業を実施している方等へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設については、研修の受講状況についても届出事項となりますので御留意ください。